まちだサポーターズ 会員規約

第1章 総則

(目的)

第1条

まちだサポーターズ 会員規約(以下「本規約」という)は、スポーツ祭東京2013を契機に発足し、スポーツイベントを始めとする様々なイベントを支える市民ボランティア まちだサポーターズ(以下「本会」という)の会員について必要事項を定めることを目的とします。

(会員)

第2条

本規約第2章に定める手続きを経て登録された者を会員とします。

第2章 入会

(申込み)

第3条

入会希望者は、まちだサポーターズ入会申込書(以下「入会申込書」という)に所要事項を記入のうえ、まちだサポーターズ事務局(以下「事務局」という)に提出することで入会を申し込むことができます。ただし、申込みは中学生以上の個人に限り、未成年の場合は保護者の同意が必要です。

(登録)

第4条

事務局は、入会申込書に基づいて登録を行います。

(まちサポ番号)

第5条

事務局は会員にまちサポ番号を付与し、登録完了の際に通知します。

第3章 登録情報の変更

(登録情報の変更)

第6条

会員は、氏名、連絡先等に変更が生じた場合は、速やかに事務局に報告する こととします。

第4章 活動

(参加可能な活動)

第7条

会員は、以下の活動に参加することができます。

- (1) 事務局が提供する情報に応じて行う各種ボランティア活動
- (2) 会員の意思決定や、意見交換等、運営に必要な各種会議
- (3) その他、会員が中心になって行う活動

(参加方法)

第8条

会員は、事務局が年4回送付するまちだサポーターズ活動案内(以下「活動案内」とする)から希望する活動を選び、まちだサポーターズ活動希望届(以下「活動希望届」とする)を事務局に提出することで活動に参加することができます。ただし、希望者多数の場合は、事務局が抽選を行います。

(随時募集)

第9条

急遽開催が決定したイベントについて、事務局からメール等により参加者を 募集する場合があります。

(ボランティアリーダー)

第10条

イベント主催者から要望があった場合は、参加者のなかからボランティアリーダーを募集し、事務局が選出します。ボランティアリーダーは、イベント主催者の指示に基づき、ボランティアのまとめ役として活動します。

(キャンセル)

第11条

参加決定した活動のキャンセルは原則不可とします。やむを得ずキャンセル する場合は、必ず会員からイベント主催者に事前に連絡することとします。

(遅刻および早退)

第12条

参加決定した活動への遅刻および早退は原則不可とします。やむを得ず遅刻または早退する場合は、必ず会員からイベント主催者に事前に連絡し、指示を仰ぐこととします。

(待遇)

第13条

活動はすべて無償とします。ただし、イベント主催者からの昼食、ユニホーム等の提供、遠隔地のための交通費支給等がある場合は、その受領を認めます。受領行為はイベント主催者と会員が直接行います。

(活動中の事故)

第14条

会員は、活動中の事故により会員本人が怪我をした場合、第三者に怪我を負わせた場合および物品等に損害を与えた場合、事務局またはイベント主催者が契約する保険による補償を受けることができます。

第5章 退会

(退会)

第15条

会員は、事務局にまちサポ番号、氏名および退会を希望する旨を申し出ることにより、本会から退会することができます。

(自動退会)

第16条

本規約第7条に定める活動に長期に渡り参加していない会員については、最後に参加した日から2年が経過した日の属する年度の3月31日を以て本会を退会(以下「自動退会」という)したものとし、翌年度第1四半期以降の活動案内の送付を停止します。ただし、事務局に会員資格の継続を希望する旨を申し出た場合は、自動退会の対象外とします。

第6章 個人情報

(個人情報)

第17条

事務局は、会員から収集した個人情報について、「町田市個人情報保護条例」に従って適切に管理・利用し、会員が活動を行うイベントの主催者に、必要な個人情報を提供します。会員は、本規約への同意によって、自らの個人情報の取扱いについて承諾したものとします。

第7章 雑則

(規約の変更)

第18条 この規約は、事務局が必要に応じた変更を行います。ただし、変更が生じた場合は全会員へ通知します。

1 この規約は、2022年1月13日から施行します。